

日 薬 業 発 第 103 号  
令 和 6 年 6 月 18 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

平素より、本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は、後発医薬品の薬価基準収載等（令和6年厚生労働省告示第216号）に関するものです。

また、今回の薬価基準の改正に伴い、「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和6年3月5日付け保医発0305第2号）を改正するほか、以下の医薬品については薬価基準の一部改正に伴う留意事項が示されています。

今回の一部改正は、令和6年6月14日より適用となりますので、貴会会員にご周知くださるようお願い申し上げます。

- ハイゼントラ20%皮下注4g/20mL、同20%皮下注2g/10mL、同20%皮下注1g/5mL、同20%皮下注4g/20mL シリンジ、同20%皮下注2g/10mL シリンジ 及び同20%皮下注1g/5mL シリンジ
- レキサプロ錠10mg、同錠20mg 及び後発医薬品のエスシタロプラムシュウ酸塩製剤
- ファンガード点滴用25mg、同点滴用50mg、同点滴用75mg 及び後発医薬品のミカファンギンナトリウム製剤

事 務 連 絡  
令和6年6月13日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
( 公 印 省 略 )

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が令和6年厚生労働省告示第216号をもって改正され、令和6年6月14日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬48品目及び注射薬19品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 327	3, 622	2, 064	26	13, 039

## 2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 26 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）の記の 5 を次のように改める。

5 ハイゼントラ 20%皮下注 4g/20mL、同 20%皮下注 2g/10mL、同 20%皮下注 1g/5mL、同 20%皮下注 4g/20mL シリンジ、同 20%皮下注 2g/10mL シリンジ及び同 20%皮下注 1g/5mL シリンジの保険適用上の取扱いについて

(1) 本製剤は pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下、「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

(2) ハイゼントラ 20%皮下注 4g/20mL シリンジ、同 20%皮下注 2g/10mL シリンジ及び同 20%皮下注 1g/5mL シリンジは注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

(2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 23 年 7 月 19 日付け保医発 0719 第 5 号）の記の 2 の (2) を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 4 年 12 月 8 日付け保医発 1208 第 1 号）の記の 3 の (3) を削除する。

(2) レキサプロ錠 10mg、同錠 20mg 及び後発医薬品のエスタロプラムシュウ酸塩製剤

本製剤の用法及び用量に関連する注意において、「肝機能障害患者、高齢者、遺伝的に CYP2C19 の活性が欠損していることが判明している患者 (Poor Metabolizer) では、本剤の血中濃度が上昇し、QT 延長等の副作用が発現しやすいおそれがあるため、10mg を上限とすることが望ましい。また、投与に際しては患者の状態を注意深く観察し、慎重に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

(3) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 18 年 6 月 1 日付け保医発第 0601001 号）の記の 2 の (1) を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年 12 月 12 日付け保医発 1212 第 6 号）の記の 4 の (3) 及び「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 2 年 6 月 18 日付け保医発 0618 第 3 号）の記の 3 の (8) を削除する。

(1) ファンガード点滴用 25mg、同点滴用 50mg、同点滴用 75mg 及び後発医薬品のミカファンギンナトリウム製剤

本製剤の重要な基本的注意に「本剤投与開始後において、原因菌がアスペルギルス属又はカンジダ属でないことが明確になった場合、又は本剤投与で効果が認めら

れない場合は、漫然と使用せず、他の薬剤に変更するなど適切な処置を行うこと。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

### 3 関係通知等の一部改正について

(1) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和6年3月5日付け保医発0305第2号）を以下のとおり改正する。

① 別紙1に別添1に掲げる医薬品を、別紙3に別添2に掲げる医薬品を加え、令和6年6月14日から適用すること。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品  
※令和6年6月14日より適用

区分	薬価基準記載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1149117F1284	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	1錠	トアラセット配合錠「KMP」	共創未来ファーマ	12.00
内用薬	1169015F2049	ゾニサミド	25mg 1錠	ゾニサミドOD錠25mg TRE「DSEP」	第一三共エスファ	321.30
内用薬	1169015F2057	ゾニサミド	25mg 1錠	ゾニサミドOD錠25mg TRE「KO」	寿製薬	321.30
内用薬	1169015F2065	ゾニサミド	25mg 1錠	ゾニサミドOD錠25mg TRE「ZE」	全星薬品工業	321.30
内用薬	1169015F2073	ゾニサミド	25mg 1錠	ゾニサミドOD錠25mg TRE「アメル」	共和薬品工業	321.30
内用薬	1169015F2081	ゾニサミド	25mg 1錠	ゾニサミドOD錠25mg TRE「杏林」	キョーリンリメディオ	321.30
内用薬	1169015F2090	ゾニサミド	25mg 1錠	ゾニサミドOD錠25mg TRE「ケミファ」	日本ケミファ	321.30
内用薬	1169015F2103	ゾニサミド	25mg 1錠	ゾニサミドOD錠25mg TRE「サワイ」	沢井製薬	321.30
内用薬	1169015F2111	ゾニサミド	25mg 1錠	ゾニサミドOD錠25mg TRE「サンド」	サンド	321.30
内用薬	1169015F2120	ゾニサミド	25mg 1錠	ゾニサミドOD錠25mg TRE「ダイト」	ダイト	321.30
内用薬	1169015F2138	ゾニサミド	25mg 1錠	ゾニサミドOD錠25mg TRE「トーフ」	東和薬品	321.30
内用薬	1169015F2146	ゾニサミド	25mg 1錠	ゾニサミドOD錠25mg TRE「日医工」	日医工	321.30
内用薬	1169015F2154	ゾニサミド	25mg 1錠	ゾニサミドOD錠25mg TRE「日新」	日新製薬（山形）	321.30
内用薬	1169015F2162	ゾニサミド	25mg 1錠	ゾニサミドOD錠25mg TRE「ニプロ」	ニプロ	321.30
内用薬	1169015F2170	ゾニサミド	25mg 1錠	ゾニサミドOD錠25mg TRE「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	321.30
内用薬	1169015F3045	ゾニサミド	50mg 1錠	ゾニサミドOD錠50mg TRE「DSEP」	第一三共エスファ	482.00
内用薬	1169015F3053	ゾニサミド	50mg 1錠	ゾニサミドOD錠50mg TRE「KO」	寿製薬	482.00
内用薬	1169015F3061	ゾニサミド	50mg 1錠	ゾニサミドOD錠50mg TRE「ZE」	全星薬品工業	482.00
内用薬	1169015F3070	ゾニサミド	50mg 1錠	ゾニサミドOD錠50mg TRE「アメル」	共和薬品工業	482.00
内用薬	1169015F3088	ゾニサミド	50mg 1錠	ゾニサミドOD錠50mg TRE「杏林」	キョーリンリメディオ	482.00
内用薬	1169015F3096	ゾニサミド	50mg 1錠	ゾニサミドOD錠50mg TRE「ケミファ」	日本ケミファ	482.00
内用薬	1169015F3100	ゾニサミド	50mg 1錠	ゾニサミドOD錠50mg TRE「サワイ」	沢井製薬	482.00
内用薬	1169015F3118	ゾニサミド	50mg 1錠	ゾニサミドOD錠50mg TRE「サンド」	サンド	482.00
内用薬	1169015F3126	ゾニサミド	50mg 1錠	ゾニサミドOD錠50mg TRE「ダイト」	ダイト	482.00
内用薬	1169015F3134	ゾニサミド	50mg 1錠	ゾニサミドOD錠50mg TRE「トーフ」	東和薬品	482.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	1169015F3142	ゾニサミド	50mg錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「日 医工」	日医工	482.00
内用薬	1169015F3150	ゾニサミド	50mg錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「日 新」	日新製薬(山形)	482.00
内用薬	1169015F3169	ゾニサミド	50mg錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE「ニ プロ」	ニプロ	482.00
内用薬	1169015F3177	ゾニサミド	50mg錠	ゾニサミドOD錠50mgTRE 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ マ	482.00
内用薬	1179051F1223	ミルタザピン	15mg錠	ミルタザピン錠15mg「KMP」	共創未来ファーマ	28.90
内用薬	1179051F2220	ミルタザピン	30mg錠	ミルタザピン錠30mg「KMP」	共創未来ファーマ	46.10
内用薬	1179054F1111	エシタロプラムシュウ酸塩	10mg錠	エシタロプラム錠10mg「TC K」	辰巳化学	49.00
内用薬	1179054F2118	エシタロプラムシュウ酸塩	20mg錠	エシタロプラム錠20mg「TC K」	辰巳化学	74.80
内用薬	2149048F1090	アジルサルタン	20mg錠	アジルサルタン錠20mg「TC K」	辰巳化学	32.10
内用薬	2149048F2096	アジルサルタン	40mg錠	アジルサルタン錠40mg「TC K」	辰巳化学	48.00
内用薬	2149048F3092	アジルサルタン	10mg錠	アジルサルタン錠10mg「TC K」	辰巳化学	21.40
内用薬	2149118F1208	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸 塩	1錠	イルアミクス配合錠LD「ダイト」	ダイト	19.60
内用薬	3929007D1036	酢酸亜鉛水和物	5%1g	酢酸亜鉛顆粒5%「サワイ」	沢井製薬	201.10
内用薬	3929007D1044	酢酸亜鉛水和物	5%1g	酢酸亜鉛顆粒5%「ノーベル」	ダイト	201.10
内用薬	4490014F1360	エピナスチン塩酸塩	10mg錠	エピナスチン塩酸塩錠10mg「ダイト」	ダイト	14.40
内用薬	4490014F2404	エピナスチン塩酸塩	20mg錠	エピナスチン塩酸塩錠20mg「ダイト」	ダイト	19.30
注射薬	3929409A1031	スガマデクスナトリウム	200mg2mL 1瓶	スガマデクス静注液200mg「F」	富士製薬工業	2,897.00
注射薬	3929409A1040	スガマデクスナトリウム	200mg2mL 1瓶	スガマデクス静注液200mg「VT RS」	ヴィアトリス・ヘル スケア	2,897.00
注射薬	3929409A1058	スガマデクスナトリウム	200mg2mL 1瓶	スガマデクス静注液200mg「サン ド」	サンド	2,897.00
注射薬	3929409A1066	スガマデクスナトリウム	200mg2mL 1瓶	スガマデクス静注液200mg「ニ プロ」	ニプロ	2,897.00
注射薬	3929409A1074	スガマデクスナトリウム	200mg2mL 1瓶	スガマデクス静注液200mg「バク スター」	バクスター・ジャ パン	2,897.00
注射薬	3929409A1082	スガマデクスナトリウム	200mg2mL 1瓶	スガマデクス静注液200mg「マル イシ」	丸石製薬	2,897.00
注射薬	3929409A2038	スガマデクスナトリウム	500mg5mL 1瓶	スガマデクス静注液500mg「F」	富士製薬工業	6,914.00
注射薬	3929409A2046	スガマデクスナトリウム	500mg5mL 1瓶	スガマデクス静注液500mg「VT RS」	ヴィアトリス・ヘル スケア	6,914.00
注射薬	3929409A2054	スガマデクスナトリウム	500mg5mL 1瓶	スガマデクス静注液500mg「サン ド」	サンド	6,914.00
注射薬	3929409A2062	スガマデクスナトリウム	500mg5mL 1瓶	スガマデクス静注液500mg「ニ プロ」	ニプロ	6,914.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	3929409A2070	スガマデクスナトリウム	500mg 5mL 1瓶	スガマデクス静注液500mg「バクスター」	バクスター・ジャパン	6,914.00
注射薬	3929409A2089	スガマデクスナトリウム	500mg 5mL 1瓶	スガマデクス静注液500mg「マルイシ」	丸石製薬	6,914.00
注射薬	3929409G1026	スガマデクスナトリウム	200mg 2mL 1筒	スガマデクス静注液200mgシリンジ「F」	富士製薬工業	2,955.00
注射薬	3929409G1034	スガマデクスナトリウム	200mg 2mL 1筒	スガマデクス静注液200mgシリンジ「ニプロ」	ニプロ	3,023.00
注射薬	3929409G1042	スガマデクスナトリウム	200mg 2mL 1筒	スガマデクス静注液200mgシリンジ「マルイシ」	丸石製薬	3,003.00
注射薬	3999473G1029	ウステキスマブ（遺伝子組換え）〔ウステキスマブ後続1〕	45mg 0.5mL 1筒	ウステキスマブBS皮下注45mgシリンジ「F」	富士製薬工業	147,524.00
注射薬	4219405A1050	ベンダムスチン塩酸塩水和物	100mg 4mL 1瓶	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液100mg/4mL「イセイ」	コーアイセイ	30,888.00
注射薬	4219405A2048	ベンダムスチン塩酸塩水和物	25mg 1mL 1瓶	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液25mg/1mL「イセイ」	コーアイセイ	9,653.00
注射薬	6179400D1071	ミカファンギンナトリウム水和物	50mg 1瓶	ミカファンギンNa点滴静注用50mg「トーワ」	東和薬品	1,535.00
注射薬	6179400D2078	ミカファンギンナトリウム水和物	75mg 1瓶	ミカファンギンNa点滴静注用75mg「トーワ」	東和薬品	2,104.00



別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」  
※令和6年6月14日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	3999431G1025	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）	45mg0.5mL 1筒	ステラール皮下注45mgシリンジ	ヤンセンファーマ	336,004.00
注射薬	3929409A1023	スガマデクスナトリウム	200mg2mL 1瓶	ブリディオ静注200mg	MSD	9,000.00
注射薬	3929409A2020	スガマデクスナトリウム	500mg5mL 1瓶	ブリディオ静注500mg	MSD	21,480.00

## 薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬 アジルサルタン錠10mg「TCK」	アジルサルタン	10mg 1錠	21.40
2	内用薬 アジルサルタン錠20mg「TCK」	アジルサルタン	20mg 1錠	32.10
3	内用薬 アジルサルタン錠40mg「TCK」	アジルサルタン	40mg 1錠	48.00
4	内用薬 局 イルアミクス配合錠LD「ダイト」	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	19.60
5	内用薬 エシタロプラム錠10mg「TCK」	エシタロプラムシュウ酸塩	10mg 1錠	49.00
6	内用薬 エシタロプラム錠20mg「TCK」	エシタロプラムシュウ酸塩	20mg 1錠	74.80
7	内用薬 エピナスチン塩酸塩錠10mg「ダイト」	エピナスチン塩酸塩	10mg 1錠	14.40
8	内用薬 エピナスチン塩酸塩錠20mg「ダイト」	エピナスチン塩酸塩	20mg 1錠	19.30
9	内用薬 局 コデインリン酸塩散1%「ホエイ」	コデインリン酸塩水和物	1% 1g	8.50
10	内用薬 局 コデインリン酸塩錠5mg「VTRS」	コデインリン酸塩水和物	5mg 1錠	11.70
11	内用薬 酢酸亜鉛顆粒5%「サワイ」	酢酸亜鉛水和物	5% 1g	201.10
12	内用薬 酢酸亜鉛顆粒5%「ノーベル」	酢酸亜鉛水和物	5% 1g	201.10
13	内用薬 局 ジヒドロコデインリン酸塩散1%「ホエイ」	ジヒドロコデインリン酸塩	1% 1g	11.30
14	内用薬 セファレキシシン錠250mg「日医工」	セファレキシシン	250mg 1錠	31.50
15	内用薬 ゾニサミドOD錠25mgTRE「アメル」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
16	内用薬 ゾニサミドOD錠25mgTRE「杏林」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
17	内用薬 ゾニサミドOD錠25mgTRE「KO」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
18	内用薬 ゾニサミドOD錠25mgTRE「ケミファ」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
19	内用薬 ゾニサミドOD錠25mgTRE「サワイ」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
20	内用薬 ゾニサミドOD錠25mgTRE「サンド」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
21	内用薬 ゾニサミドOD錠25mgTRE「ZE」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
22	内用薬 ゾニサミドOD錠25mgTRE「ダイト」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
23	内用薬 ゾニサミドOD錠25mgTRE「DSEP」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
24	内用薬 ゾニサミドOD錠25mgTRE「トーワ」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
25	内用薬 ゾニサミドOD錠25mgTRE「日医工」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
26	内用薬 ゾニサミドOD錠25mgTRE「日新」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
27	内用薬 ゾニサミドOD錠25mgTRE「ニプロ」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
28	内用薬 ゾニサミドOD錠25mgTRE「フェルゼン」	ゾニサミド	25mg 1錠	321.30
29	内用薬 ゾニサミドOD錠50mgTRE「アメル」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
30	内用薬 ゾニサミドOD錠50mgTRE「杏林」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
31	内用薬 ゾニサミドOD錠50mgTRE「KO」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
32	内用薬 ゾニサミドOD錠50mgTRE「ケミファ」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
33	内用薬 ゾニサミドOD錠50mgTRE「サワイ」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
34	内用薬 ゾニサミドOD錠50mgTRE「サンド」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
35	内用薬 ゾニサミドOD錠50mgTRE「ZE」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
36	内用薬 ゾニサミドOD錠50mgTRE「ダイト」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
37	内用薬 ゾニサミドOD錠50mgTRE「DSEP」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
38	内用薬 ゾニサミドOD錠50mg T R E 「トーワ」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
39	内用薬 ゾニサミドOD錠50mg T R E 「日医工」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
40	内用薬 ゾニサミドOD錠50mg T R E 「日新」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
41	内用薬 ゾニサミドOD錠50mg T R E 「ニプロ」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
42	内用薬 ゾニサミドOD錠50mg T R E 「フェルゼン」	ゾニサミド	50mg 1錠	482.00
43	内用薬 トアラセット配合錠「KMP」	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	1錠	12.00
44	内用薬 局 乳酸カルシウム水和物「ケンエー」原末	乳酸カルシウム水和物	10g	38.40
45	内用薬 マドパー配合錠L50	レボドパ/ベンセラジド塩酸塩	1錠	12.40
46	内用薬 マドパー配合錠L100	レボドパ/ベンセラジド塩酸塩	1錠	18.50
47	内用薬 ミルタザピン錠15mg「KMP」	ミルタザピン	15mg 1錠	28.90
48	内用薬 ミルタザピン錠30mg「KMP」	ミルタザピン	30mg 1錠	46.10
49	注射薬 スガマデクス静注液200mg「F」	スガマデクスナトリウム	200mg 2mL 1瓶	2,897
50	注射薬 スガマデクス静注液200mg「サンド」	スガマデクスナトリウム	200mg 2mL 1瓶	2,897
51	注射薬 スガマデクス静注液200mg「ニプロ」	スガマデクスナトリウム	200mg 2mL 1瓶	2,897
52	注射薬 スガマデクス静注液200mg「バクスター」	スガマデクスナトリウム	200mg 2mL 1瓶	2,897
53	注射薬 スガマデクス静注液200mg「V T R S」	スガマデクスナトリウム	200mg 2mL 1瓶	2,897
54	注射薬 スガマデクス静注液200mg「マルイシ」	スガマデクスナトリウム	200mg 2mL 1瓶	2,897
55	注射薬 スガマデクス静注液500mg「F」	スガマデクスナトリウム	500mg 5mL 1瓶	6,914
56	注射薬 スガマデクス静注液500mg「サンド」	スガマデクスナトリウム	500mg 5mL 1瓶	6,914
57	注射薬 スガマデクス静注液500mg「ニプロ」	スガマデクスナトリウム	500mg 5mL 1瓶	6,914
58	注射薬 スガマデクス静注液500mg「バクスター」	スガマデクスナトリウム	500mg 5mL 1瓶	6,914
59	注射薬 スガマデクス静注液500mg「V T R S」	スガマデクスナトリウム	500mg 5mL 1瓶	6,914
60	注射薬 スガマデクス静注液500mg「マルイシ」	スガマデクスナトリウム	500mg 5mL 1瓶	6,914
61	注射薬 ハイゼントラ20%皮下注 1g / 5mLシリンジ	p H 4 処理酸性人免疫グロブリン (皮下注射)	1g 5mL 1筒	10,373
62	注射薬 ハイゼントラ20%皮下注 2g / 10mLシリンジ	p H 4 処理酸性人免疫グロブリン (皮下注射)	2g 10mL 1筒	20,435
63	注射薬 ハイゼントラ20%皮下注 4g / 20mLシリンジ	p H 4 処理酸性人免疫グロブリン (皮下注射)	4g 20mL 1筒	40,315
64	注射薬 ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液25mg / 1mL「イセイ」	ベンダムスチン塩酸塩水和物	25mg 1mL 1瓶	9,653
65	注射薬 ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液100mg / 4mL「イセイ」	ベンダムスチン塩酸塩水和物	100mg 4mL 1瓶	30,888

(参考2：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成26年3月5日付け保医発第0305第4号）の記の5

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>5 ハイゼントラ 20%皮下注 4g/20mL、同 <u>20%皮下注 2g/10mL、同 20%皮下注 1g/5mL、同 20%皮下注 4g/20mL シリンジ、同 20%皮下注 2g/10mL シリンジ及び同 20%皮下注 1g/5mL シリンジ</u>の保険適用上の取扱いについて</p> <p>(1)本薬剤は pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤であり、本薬剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下、「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。</p> <p>(2)<u>ハイゼントラ 20%皮下注 4g/20mL シリンジ、同 20%皮下注 2g/10mL シリンジ及び同 20%皮下注 1g/5mL シリンジは注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。</u></p>	<p>5 ハイゼントラ 20%皮下注 4g/20mL、同 2g/10mL <u>及び</u>同 1g/5mL の保険適用上の取扱いについて</p> <p>本薬剤は pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤であり、本薬剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下、「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（平成 23 年 7 月 19 日保医発第 0719 第 5 号）の記の 2 の（2）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(2) レキサプロ錠 10mg、<u>同錠 20mg 及び後発医薬品のエスシタロプラムシュウ酸塩製剤</u></p> <p>本製剤の<u>用法及び用量に関連する注意</u>において、「肝機能障害患者、高齢者、遺伝的に CYP2C19 の活性が欠損していることが判明している患者（Poor Metabolizer）では、本剤の血中濃度が上昇し、QT 延長等の副作用が発現しやすいおそれがあるため、10mg を上限とすることが望ましい。また、投与に際しては患者の状態を注意深く観察し、慎重に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</p>	<p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(2) レキサプロ錠 10mg <u>及び同錠 20mg</u></p> <p>本製剤の<u>使用上の注意</u>において、「肝機能障害患者、高齢者、遺伝的に CYP2C19 の活性が欠損していることが判明している患者（Poor Metabolizer）では、本剤の血中濃度が上昇し、QT 延長等の副作用が発現しやすいおそれがあるため、10mg を上限とすることが望ましい。また、投与に際しては患者の状態を注意深く観察し、慎重に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（令和4年12月8日付け保医発1208第1号）の記の3の（3）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)</p>	<p>3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(3) エシタロプラム錠10mg「サワイ」、同錠20mg「サワイ」、同OD錠10mg「サワイ」、同OD錠20mg「サワイ」、同OD錠10mg「DSEP」、同OD錠20mg「DSEP」、同錠10mg「タカタ」、同錠20mg「タカタ」、同錠10mg「トーワ」、同錠20mg「トーワ」、同OD錠10mg「トーワ」、同OD錠20mg「トーワ」、同錠10mg「日医工」、同錠20mg「日医工」、同錠10mg「ニプロ」、同錠20mg「ニプロ」、同錠10mg「JG」、同錠20mg「JG」、同錠10mg「VTRS」、同錠20mg「VTRS」、同錠10mg「明治」及び同錠20mg「明治」</p> <p>本薬剤の用法及び用量に関連する注意において、「肝機能障害患者、高齢者、遺伝的にCYP2C19の活性が欠損していることが判明している患者 (Poor Metabolizer) では、本剤の血中濃度が上昇し、QT延長等の副作用が発現しやすいおそれがあるため、10mgを上限とすることが望ましい。また、投与に際しては患者の状態を注意深く観察し、慎重に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成18年6月1日付け保医発0601001号）の記の2の（1）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(1) ファンガード点滴用 25mg、<u>同点滴用 50mg、同点滴用 75mg 及び後発医薬品のミカファンギンナトリウム製剤</u></p> <p>本剤剤の<u>重要な基本的注意</u>に「本剤投与開始後において、原因菌がアスペルギルス属又はカンジダ属でないことが明確になった場合、又は本剤投与で効果が認められない場合は、漫然と使用せず、他の薬剤に変更するなど適切な処置を行うこと。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。</p>	<p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(1) ファンガード点滴用 25mg</p> <p>① 本剤剤の<u>使用上の注意</u>に「本剤投与開始後において、原因菌がアスペルギルス属又はカンジダ属でないことが明確になった場合、又は本剤投与で効果が認められない場合は、漫然と使用せず、他の薬剤に変更するなど適切な処置を行うこと。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。</p> <p>② <u>既収載のファンガード点滴用 50mg、同 75mg についても、①と同様の取扱いとすること。</u></p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（令和元年 12 月 12 日付け保医発 1212 第 6 号）の記の 4 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (3) ミカファンギン Na 点滴静注用 50mg「サワイ」及び同点滴静注用 75mg「サワイ」 本薬剤の使用上の注意に「本剤投与開始後において、原因菌がアスペルギルス属又はカンジダ属でないことが明確になった場合、又は本剤投与で効果が認められない場合は、漫然と使用せず、他の薬剤に変更するなど適切な処置を行うこと。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。



◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（令和2年6月18日付け保医発0618第3号）の記の3の（8）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)</p>	<p>3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (8) ミカファンギンナトリウム点滴静注用 25mg「日医工」、同点滴静注用 50mg「日医工」及び同点滴静注用 75mg「日医工」並びにミカファンギン Na 点滴静注用 50mg「ニプロ」、同点滴静注用 50mg「明治」、同点滴静注用 75mg「ニプロ」及び同点滴静注用 75mg「明治」</p> <p>本薬剤の使用上の注意に「本剤投与開始後において、原因菌がアスペルギルス属又はカンジダ属でないことが明確になった場合、又は本剤投与で効果が認められない場合は、漫然と使用せず、他の薬剤に変更するなど適切な処置を行うこと。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。</p>